

一般社団法人 日本医学教育評価機構  
評価手数料に関する規則

第1条 この規則は、一般社団法人日本医学教育評価機構（以下、「機構」という。）が実施する医学教育プログラムに関する評価手数料について定める。

第2条 本評価に関する評価手数料は、評価申請1件当たり3,850,000円（消費税別）とする。

2 期限付認定に関する評価手数料は、評価申請1件あたり500,000円（消費税別）とする。

第3条 評価手数料は、指定の期日までに納入しなければならない。

第4条 納入された評価手数料は原則として返還しない。

第5条 この規則の改廃は、理事会において実施する。

附 則 この規則は、平成27年12月11日から施行する。